

立正大学経済学研究科

博士論文審査報告

令和4年2月15日

申請者氏名 小堀 亜紀子

論文名 私的年金制度の枠組みと税制措置のあり方

1. 審査経過

令和3年10月30日、小堀亜紀子氏より博士（経済学）の学位授与の申請書が立正大学学長宛に提出された。提出書類に不備がないことを確認の上受理された。

令和3年11月16日、経済学研究科委員会において博士論文受理及び審査委員会設置の件が審議され、決定された。その決定に基づき、立正大学経済学研究科において論文審査委員会が設置され、主査1名と副査2名が選出された。

主査 立正大学経済学研究科教授 浅子 和美

副査 立正大学経済学研究科教授 林 康史

副査 立正大学経済学研究科教授 川口 真一

経済学研究科終了後、審査委員3名によって審査委員会が開かれ、口頭試問のための日程が決定され、その旨を申請者に通知した。

第1回目の口頭試問は、令和3年12月11日に開催され、小堀氏より論文内容の説明がなされた。それに基づき、3名の委員より質問が出され、討論が行われた。そこでの議論を踏まえて審査委員会から論文の目的、過去の研究業績との関連、論文の独自性のより積極的なアピールについての要望が出された。また、各審査委員からの要望に応じて論文の改訂を行う上で、各審査委員と継続して密接にコンタクトするように要望された。

口頭試問の議論とその後の継続した各審査委員との対面なりオンラインによる応答（セミナー形式での報告を含む）をふまえて、小堀氏は最終論文をまとめて、令和4年1月24日に大学に提出した。この博士論文は令和4年1月25日から2月14日まで論文閲読期間が設けられ、公開された。

口頭試問での議論と一部改訂された提出論文の内容をふまえて、審査委員会は審議をし、結論を出し、審査報告書を作成した。令和4年2月15日に大学院経済学研究科委員会が開催され、提出された審査報告書に基づき、博士論文についての審議が行われることになった。

2. 論文要旨

日本の公的年金制度は、人口高齢化の下での持続可能性の課題に直面し、2004年に抜本的な制度改正が実施された。その際導入されたのが、給付抑制措置のマクロ経済スライドであり、今後長期間にわたり公的年金給付は実質的な目減りを余儀なくされる。その補完の役割を担うのが私的年金であり、私的年金の拡充は日本の年金制度において必要不可欠

であると言える。そうした背景での日本の現況は、伝統的な私的年金である確定給付型年金 (DB) の加入者数が縮小・停滞している一方で、別の私的年金である確定拠出型年金 (DC) の加入者数は確実に増加している。

こうした DC の重要性が増大している現状を踏まえ、小堀氏の博士学位申請論文は、日本の老後の所得確保において、DC 制度の利用に関する適切なインセンティブ付与のあり方を考察する。私的年金に対する最も代表的なインセンティブは税制措置であるが、日本の DC に対する措置は必ずしも十分ではないとしばしば指摘される。その一方で、一定の論拠に基づく具体的な必要額の提示は行われておらず、議論が進まない一因となっている。本論文はこの状況を打破する一助となることを目指している。

論文は全体として 5 章及び補論と終論から構成される。

第 1 章「先行研究に基づく論点整理と日本の年金制度の概要」

第 2 章「所得代替率に基づく分析」

第 3 章「家計支出の積み上げに基づく分析」

第 4 章「私的年金に対する税制措置の理念と課題」

第 5 章「加入率向上の重要性」

以下、各章及び補論と終論の概要を要約する。

第 1 章「先行研究に基づく論点整理と日本の年金制度の概要」では、年金制度の提供する所得保障の内容が変化することの経済学的な分析、ならびに年金制度の評価・枠組みについての論点等を整理する。年金制度は、老後の所得確保において一定の公的な介入が望ましいという考え方の下で支援を提供するが、具体的な支援方法について特定の正解は存在しない。税制措置によるインセンティブの付与を議論するのに先立ち、「望ましい」とされる要件を確認し、諸外国の DC 制度に関するこれまでの議論を簡単に整理する。次いで、日本の年金制度の全体像と DC 制度導入経緯、これまでの DC 制度改革、課題を整理する。DC には、企業年金である企業型 DC と個人が金融機関で手続きして加入する個人型 DC (iDeCo、イデコとも呼ばれる) の 2 種類がある。これまで拠出限度額の引き上げ、iDeCo の加入対象者の大幅な拡大、加入可能な年齢の引き上げなどが実施されてきた。また、DC は加入者が自身の個人勘定資産の運用指図を行うことが特徴的だが、加入者が長期分散投資を実践するのは必ずしも容易ではないため、これを支援するための制度改革も実施されてきた。しかしながら、繰り返しの手直しを経つつも、制度上の課題解消には至っていないことを確認する。

第 2 章「所得代替率に基づく分析」では、DC 拠出限度額として追加的に求められる金額を検討する。年金制度の十分性の指標として、年金給付と現役時代の所得の比率である所得代替率がある。目標所得代替率を設定し、公的年金で不足する分を DC で補完することを考えれば、DC において必要な拠出額を設定することが可能となる。しかしながら目標とすべき所得代替率をどう設定するかに関する考え方は確立されておらず、日本の年金政策

上も明示されていない。そこで、小堀論文では、公的年金の所得代替率が2004年の改革で導入されたマクロ経済スライドにより10%ポイント引き下げられることに着目し、OECD(2007)のアプローチにヒントを得て、この10%ポイントをDCの拠出増により埋めることを検討する。日本の状況に則した条件設定を行い計算した結果、追加的に必要な拠出率は4.75%ポイントになる。日本のDC拠出の上限は拠出率ではなく金額で定められていることを踏まえて大卒・大学院卒の平均賃金を用いて金額換算すると、年間で約22万円と算出される。

第3章「家計支出の積み上げに基づく分析」では、一定の前提の下で引退後に必要となる支出額を設定し、公的年金で不足する分をDCで埋める場合の必要額を算出する方法を検討する。この方法は一般的な個人の老後の生活実態を踏まえた議論が可能となる一方、必要な引退後支出を客観的に設定するのは困難であり、第2章と同様に規範的な判断が入らざるを得ない。小堀論文では、高齢期の支出の中でも容易に節約できない医療・介護支出に注目し、人口高齢化の影響により近い将来公的な医療保険及び介護保険の個人負担が増加するという想定の下、増加分をDCで賄うために必要となる追加的な拠出額を算出する。まず既存の議論に基づき、医療・介護費用の対GDP比を一定に保つアプローチを確認し、次いで、医療・介護保険の自己負担が現役並みの3割に増加するケース、1人当たりの医療・介護給付費が固定され、例えば技術進歩等による医療・介護費用の増加を個人が負担しなければならないケース、公的年金と同様な形で人口高齢化に関する調整率を適用し、高齢化に起因する医療・介護費用の増加を個人が負担するケースについて、必要な追加拠出額を算出した。それぞれ約22万円、41万円、29万円となる。

第4章「私的年金に対する税制措置の理念と課題」では、これら税制措置の正当性を考察する。年金制度には税制措置を付与するに足る公共性が求められる。税制措置が租税理論に立脚した内容であることも、その前提として重要である。私的年金税制は、包括的所得税に比べ貯蓄に対する中立性の高い支出税の考え方に合致する。拠出時及び運用期間中の運用収益は課税されず、給付時に課税される(Exempt, Exempt, TaxでEETと呼称する)。日本の私的年金税制は、拠出時非課税、運用時は積立金に対する課税(特別法人税)、給付時は部分的な課税(公的年金等控除及び退職金税制)となっている。特別法人税は1999年以降凍結されているが、日本の私的年金税制はEETの税制に合致しておらず、また給付時課税が不十分であるという指摘もある。小堀論文では、公的研究では日本の私的年金税制を安定させるには、特別法人税を廃止し給付時課税を見直す必要があることを整理した上で、第2章、第3章で論じたような拠出限度額の引き上げが税収に及ぼす影響を考察する。日本の給与所得者の平均税額割合の現状等を踏まえれば、給付時課税を実施することにより、時点の相違はあるものの必ずしも税収減になるとは限らないことを確認する。

第5章「加入率向上の重要性」では、私的年金加入率の大幅な拡大について検討する。例えば高所得者や大企業従業員など一部の個人しか現実に利用できないような制度は、恒久的な税制措置を付与するだけの正当性に欠けると見なされ得る。私的年金は任意加入で

あり、そのこと自体を変更するべきではないが、利用機会が幅広い個人に対し提供されており、かつ実際に多くの個人が利用している形を確保することは重要である。日本の私的年金加入者が民間従業員に占める加入率はDB、DCがそれぞれ23%程度に留まる。税制措置を拡充し加入インセンティブを高めることが重要だが、そのアプローチのみで加入率を大幅に引き上げるのは困難な可能性がある。海外に目を向ければ、英国では行動経済学の知見を応用して、雇用主に対し従業員を適格な年金制度に自動加入させることを義務づける制度が導入されている。従業員は脱退する選択権を有するので強制加入ではない。日本についても大胆な施策が求められるという観点の下、小堀論文では自動加入制度の考え方を日本に応用することを検討する。

補論「DC運営主体の持続可能性」では、DC制度の持続可能性の観点から、制度運営者にとってのインセンティブを確認する。税制措置が恒久的かつ安定的でも、制度の運営主体によるコミットメントが持続的でない限り、制度は存続できない。DCの運営主体は民間の営利組織である。DC事業を継続するには、中長期的に収益性が見込めなければならない。公表情報が限られるなかで、小堀論文はつとめて現状把握を試みる。DC制度の運営者の中で特徴的なのが、運営管理機関である。運用関連運営管理機関と記録関連運営管理機関の2つがあるが、記録関連はDC制度全体のインフラストラクチャに近い存在で、大手2社による実質的な寡占状態にある。運用関連は200を超える金融機関等が登録されているが、激しい競争が展開され手数料の引き下げが進み、結果的に多くの運用運営管理機関が収益確保の困難な状況にあると見られる。運用運営管理機関はしばしば金融グループに所属しており、最終的な事業継続の判断はDC事業単独ではなく総合的な観点から下される可能性もある一方、過度な競争が事業継続のインセンティブを損ねている可能性も否定できない。今後注視すべき論点である。

最後の終章では全体の総括と、残された論点を確認する。本格的な年金制度改革は、十分な移行措置が不可欠である。第2章、第3章で論じた拠出限度額の引き上げ、第4章で確認したEETの税制の確立という論点、第5章で論じた大幅な加入拡大策、これらのいずれも本格的な制度改革である。移行措置の議論は重要な論点として、今後の研究課題としたいと結んでいる。

3. 論文審査

日本の公的年金制度は、給付抑制措置としてのマクロ経済スライド導入など2004年に抜本的な制度改正が実施されたが、経済成長の鈍化、デフレ不況の長期化、少子高齢化の下で持続可能性の課題に直面している。給付抑制措置によっては、今後長期間にわたり公的年金給付は実質的な目減りを余儀なくされ、その補完の役割を担うのは私的年金になる。小堀論文が焦点を当てたのは、まさに公的年金制度の補完役として期待される私的年金の拡充であり、とりわけ伝統的な私的年金である確定給付型年金(DB)に代わって加入者数が増大している確定拠出型年金(DC)の税制を通じる幾通りかのインセンティブ付与のあ

り方を考察する。

小堀氏の論文はインセンティブ税制措置に複数の論拠の下で定量的な目処を与えるものであり、公的年金の補完役としての私的年金を、従来から指摘されてはいたものの根拠が欠如していた局面を転じ、日本の公的年金の持続可能性をめぐる政策論議に一石を投じたものとして高く評価される。また、小堀氏の論文は当該分野における内外におけるこれまでの研究を十分にフォローし、その上で独自の理論的考察、制度変更ないし新制度導入による数量シミュレーションを行ったものであり、その貢献は政策提言を含めて高く評価できる。

以上より、当審査委員会は、小堀氏の論文が博士論文に十分値するものと全員一致で判断する。

論文審査委員 主査 立正大学経済学研究科教授 浅子 和美



副査 立正大学経済学研究科教授 林 康史



副査 立正大学経済学研究科教授 川口 真一

